

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 8月13日	第65号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>規 則</b>		
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第101号)	6
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第102号)	8
<b>告 示</b>		
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課)	(第462号)	9
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課)	(第463号)	17
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課)	(第464号)	19
○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課)	(第465号)	22
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について (緑土・緑地管理課)	(第466号)	24
○ 介護保険指定特別給付事業者の指定 (健福・介護保険課)	(第467号)	25
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定 (財政・税制課)	(第468号)	26
○ 名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・市街地整備課)	(第469号)	27
○ 筒井土地区画整理事業の事業計画の変更縦覧 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所)	(第470号)	28
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定につい て (環境・地域環境対策課)	(第471号)	29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第472号)	30
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第473号)	31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第474号)	38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第475号)	40

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止	(健福・保護課)	(第476号)	42
○ 名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の任命	(住都・緑都市整備事務所)	(第477号)	44
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の退任の届出	(住都・市街地整備課)	(第478号)	45

#### 達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第44号)	46
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第45号)	48
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第46号)	50
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第47号)	51
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第48号)	52

#### 教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第19号)	54
○ 教育委員会定例会における議件の追加について	(第20号)	55

#### 上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程等の一部改正	(第30号)	56
------------------------------	--------	----

#### 公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	59
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	61
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	63

#### 雑 報

○ 職員表彰 表彰団体	(総務・人事課)	65
-------------	----------	----

## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 101号）

#### 1 改正内容

新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設の運営等に対応するため、健康福祉局健康部主幹（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）を設置することに伴い、規程を整備します。（第 9条関係）

#### 2 施行期日

令和 2年 8月 5日から施行します。

### ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 102号）

#### 1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局健康部主幹（特定感染症等対策）を 2名から 5名とします。（第 9条関係）

#### 2 施行期日

令和 2年 8月11日から施行します。

---

## 達 の あ ら ま し

### ○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第44号）

#### 1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局健康部感染症対策室主査（特定感染症等対策）を 5名から 6名とし、新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設の運営等に対応するため、健康福祉局健康部感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）を設置することに伴い、規程を整備します。（第 1条関係）

#### 2 施行期日

令和 2年 8月 5日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第45号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、保健所健康部感染症対策室主査（特定感染症等対策）を 5名から 6名とし、新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設の運営等に対応するため、保健所健康部主幹（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）及び保健所健康部感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）を設置することに伴い、規程を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 8月 5日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第46号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局健康部感染症対策室主査（特定感染症等対策）を 6名から13名とします。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年 8月11日から施行します。

○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第47号）

1 改正内容

東京事務所に設置する主幹の人数を見直します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 8月11日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第48号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、保健所健康部主幹（特定感染症等対策）を 2名から 5名とし、保健所健康部感染症対策室主査（特定感染症等対策）を 6名から13名とします。（第 3条及び第 4条関係）

## 2 施行期日

令和 2年 8月11日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月4日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第101号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表健康福祉局健康部の項中

「

特定感染症 等対策	1 局長の指定する特定感染症等の対策 に関する事。	2
--------------	------------------------------	---

を

」

「

特定感染症 等対策	1 局長の指定する特定感染症等の対策 に関すること。	2
新型コロナウイルス感 染症の軽症 者等宿泊療 養施設	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症の軽症者等宿泊療養施設に関す ること。 2 その他局長の指定する特定感染症等 の対策に関すること。	1

に改める。

」

## 附 則

この規則は、令和2年8月5日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月7日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第102号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表健康福祉局健康部特定感染症等対策の項を次のように改める。

特定感染症 等対策	1 局長の指定する特定感染症等の対策 に関する事。	5
--------------	------------------------------	---

附 則

この規則は、令和2年8月11日から施行する。

## 名古屋市告示第 462号

### 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年 8月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 第 1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 2月28日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和2年8月21日（金）から同月31日（月）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和2年8月21日（金）から同月31日（月）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

#### ウ 住まいの窓口

令和2年8月21日（金）から同月31日（月）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、水曜日及び木曜日を除く。

### 3 申込みの受付

#### (1) 方法

郵送による。

#### (2) 期間

令和 2年 8月22日（土）から同月31日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

### 4 抽せん

#### (1) 場所

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ 5階  
鯉城ホール

#### (2) 日時

令和 2年 9月24日（木）午前10時00分

### 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 231戸

改良住宅

空家住宅 4戸

## 第 2 子育て・若年世帯向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 138戸

### 第 3 多家族・多子世帯向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

#### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 16戸

### 第 4 単身者向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受け

ている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）

を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 101戸

改良住宅

空家住宅 2戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成26年度第 2回一般募集から令和 2年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

## 空家住宅 3戸

### 第 6 多回数落せん者単身者向け区分

#### 1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成26年度第 2回一般募集から令和 2年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

#### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

### 第 7 高齢者改善単身者向け区分

#### 1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

#### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 8月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
グリーンランズ株式会社	訪問看護リハビリステーション かざぐるま本山	名古屋市千種区 本山町 2丁目64番地の 1	令和 2年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
KTCスマイルケア株式会社	リハビリ訪問看護ステーションはなのき 藤が丘	名古屋市名東区 藤が丘 128番地	令和 2年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Bスタイル	ヘルパー事業部リブレ	名古屋市中村区 稲西町 168番地	令和 2年 7月 1日	訪問介護

		の11		
株式会社PT S	ヘルパーステ ーションぽと す	名古屋市昭和区 隼人町 7番地の 12	令和 2年 7月 1日	訪問介護
株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセ ンター伏屋	名古屋市中川区 伏屋四丁目1601 番地の 1	令和 2年 7月 1日	訪問介護
株式会社スマ イルひよこ	訪問介護 ス マイルひよこ	名古屋市港区須 成町 1丁目 1番 地の 7	令和 2年 7月 1日	訪問介護
特定非営利活 動法人トレジ ャーシップ	S u n S u n 9℃	名古屋市守山区 大字下志段味字 池田 758番地	令和 2年 7月 1日	訪問介護

### 3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社オグ イス	なご行デイサ ービスセンタ ー	名古屋市西区あ し原町 236番地	令和 2年 7月 1日	地域密着型通所介 護
合同会社ふく ふく	デイサロンふ くふく はな れ	名古屋市守山区 新守西1203番地	令和 2年 7月 1日	地域密着型通所介 護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 8月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ナガラデンキ 株式会社	ナガラデンキ 株式会社	名古屋市中川区 長良町 3丁目15 番地	令和 2年 3月10日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
コミュニティ ケアサービス 株式会社	コミュニティ ケアサービス	名古屋市南区松 池町 2丁目14番 地	令和 2年 5月22日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
南医療生活協 同組合	訪問看護ステ ーションほし ぎき	名古屋市南区星 崎一丁目 123番 地	令和 2年 5月29日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人たすけあい名古屋	介護みどり	名古屋市緑区鳴子町 4丁目13番地	令和 2年 4月 2日	訪問介護
有限会社パル	訪問介護パル	名古屋市名東区小井堀町1001番地	令和 2年 5月11日	訪問介護
合同会社介護サービスキューピー	介護サービス・キューピー	名古屋市北区成願寺一丁目10番19号	令和 2年 5月20日	訪問介護
医療法人玉光会	一ツ山訪問介護センター	名古屋市天白区池場二丁目 103番地	令和 2年 5月29日	訪問介護

### 3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社nC S	リハビリデイサービスn a g o m i 車道店	名古屋市東区筒井二丁目12番40号	令和 2年 5月18日	地域密着型通所介護
ケアパートナー株式会社	Qアップスタジオ中村	名古屋市中村区中島町 3丁目44番地	令和 2年 5月22日	地域密着型通所介護
株式会社日本エコ・ケア・サービス	虹の丘 御器所	名古屋市昭和区東畑町 2丁目30番地の 1	令和 2年 5月29日	地域密着型通所介護
株式会社やさ	療養通所介護	名古屋市守山区	令和 2年	地域密着型通所介護

しい手	かえりえ小 幡	小幡中一丁目33 番 2号	5月29日	護
-----	------------	------------------	-------	---

#### 4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人玉光 会	一ツ山居宅介 護支援センタ ー	名古屋市天白区 山根町 333番地	令和 2年 5月29日	居宅介護支援
株式会社SE NSE	ホームケア HEARTH	名古屋市天白区 植田三丁目 505 番地	令和 2年 5月29日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 2 年 8 月 3 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

名東区及び千種区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 名東区

検 査 日	検 査 場 所
9 月 8 日（火）	名東生涯学習センター（体育室）
9 月 18 日（金）	前山コミュニティセンター（フリースペース）

(2) 千種区

検 査 日	検 査 場 所
9 月 9 日（水）	千種生涯学習センター（駐輪場）
9 月 15 日（火）	自由ヶ丘会館（駐輪場、階段下スペース）

9月29日（火）	自由ヶ丘会館	（駐輪場、階段下スペース）
----------	--------	---------------

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 466号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 8月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

津金公園	港区津金一丁目	図面港92の区域	平成29年 6月 1日
------	---------	----------	-------------

」

を

「

津金公園	港区津金一丁目	図面港92の区域	平成29年 6月 1日
大西第二公園	港区大西二丁目	図面港93の区域	令和 2年 8月 5日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 2年 8月 5日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 467号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第 6条の 2第 1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 8月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 共生福祉会	ソーネおおぞ ね	名古屋市北区山 田二丁目11番62 号	令和 2年 6月17日	生活援助型配食サ ービス
株式会社アス ・ライズ	ライフデリ千 種店	名古屋市北区田 幡二丁目13番15 号	令和 2年 7月15日	生活援助型配食サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 468 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和2年8月4日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
学校法人セムイ学園	名古屋市中村区名駅南二丁目7番2号	令和2年7月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 469号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 2年 8月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称  
名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
名古屋市緑区倉坂1515番地
- 3 設立認可の年月日  
平成28年 1月 6日
- 4 変更認可の年月日  
令和 2年 8月 4日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 470号

筒井土地区画整理事業の事業計画の変更縦覧

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地  
区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 1  
項の規定により、当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 8月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧期間

令和 2年 8月18日から令和 2年 8月31日まで

2 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市東区豊前町 2丁目45番地

名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 471号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 8月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中川区長良町 1丁目95番 7の一部及び95番 8の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 472号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、  
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による  
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 8月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
北医療生活協同組合 名古屋市北区上飯田北町 1丁 目20番地の 2	生協もりやま診療所デイケア あいあい 名古屋市守山区小幡三丁目 8 番10号	平成18年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 473号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 8月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社セラム
介護事業者の所在地		名古屋市北区大曾根一丁目26番23号
介護事業所の名称	旧	けあらーず北指定訪問介護事業所
	新	けあらーずおおぞね指定訪問介護事業所
介護事業所の所在地		名古屋市北区大曾根一丁目26番23号
変更年月日		令和 2年 5月 1日

介護事業者の名称		株式会社セラム
介護事業者の所在地		名古屋市北区大曾根一丁目26番23号
介護事業所の名称	旧	けあらーず大曾根指定訪問介護事業所
	新	けあらーずセカンドホーム指定訪問介護事業所
介護事業所の所在地		名古屋市北区大曾根二丁目11番 5号
変更年月日		令和 2年 5月 1日

介護事業者の名称	サンライトガーデン株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区島田黒石 503番地	
介護事業所の名称	サンライトガーデン瑞穂ケア	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目23番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目29番地
変更年月日	令和 2年 5月 1日	

介護事業者の名称	合同会社福寿蒼	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区植田西三丁目 404番地	
介護事業所の名称	ケアサポート福寿蒼	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区砂口町 263番地
	新	名古屋市天白区植田西三丁目 404番地
変更年月日	令和 2年 3月 1日	

## 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	吉田クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区清明山二丁目 2番16号
	新	名古屋市千種区谷口町 4番 5号
変更年月日	令和 2年 5月 1日	

介護事業所の名称	ちくさ病院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区内山二丁目16番16号
	新	名古屋市千種区今池南 4番 1号
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

介護事業者の名称	株式会社キープオン	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区上社四丁目 206番地	
介護事業所の名称	訪問看護キープオン守山	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区小幡中二丁目22番12号
	新	名古屋市守山区小幡中一丁目35番16号

変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日
-----------	-------------

介護事業所の名称	旧	本郷眼科・神経内科
	新	本郷眼科
介護事業所の所在地	名古屋市名東区本郷二丁目83番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

### 3 訪問看護

介護事業者の名称	サンライトガーデン株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区島田黒石 503番地	
介護事業所の名称	サンライトガーデン瑞穂ナース	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目23番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目29番地
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

### 4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	ちくさ病院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区内山二丁目16番16号
	新	名古屋市千種区今池南 4番 1号
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

介護事業所の名称	旧	本郷眼科・神経内科
	新	本郷眼科
介護事業所の所在地	名古屋市名東区本郷二丁目83番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

### 5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	吉田クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区清明山二丁目 2番16号
	新	名古屋市千種区谷口町 4番 5号

変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 所 の 名 称	ちくさ病院	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市千種区内山二丁目16番16号
	新	名古屋市千種区今池南 4番 1号
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	旧	スギ薬局清水口店
	新	スギ薬局清水口調剤店
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市東区白壁二丁目 5番16号
	新	名古屋市東区白壁二丁目 6番 8号
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 7日	

介 護 事 業 所 の 名 称	ファーマライズ薬局名古屋店	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区松年町 5丁目 2番地の 6
	新	名古屋市中川区松年町 5丁目 2番地の 3
変 更 年 月 日	令和 2年 6月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	旧	本郷眼科・神経内科
	新	本郷眼科
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市名東区本郷二丁目83番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

## 6 通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	社会福祉法人昌明福祉会	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市港区寛政町 6丁目10番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	港寿楽苑	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市港区寛政町 6丁目10番地
	新	名古屋市港区寛政町 6丁目25番地
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

7 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	株式会社e-L i f e	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区引山三丁目 716番地	
介護事業所の名称	メディカルイーライフ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区本郷二丁目 177番地
	新	名古屋市名東区引山三丁目 716番地
変更年月日	令和 2年 3月 1日	

8 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護事業者の名称	南医療生活協同組合	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区南大高二丁目 204番地	
介護事業所の名称	南生協よってって横丁小規模多機能ホームよってって	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高町字池之内63番地
	新	名古屋市緑区南大高二丁目 701番地
変更年月日	平成27年 9月12日	

9 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称	南医療生活協同組合	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区南大高二丁目 204番地	
介護事業所の名称	グループホームいりゃあせ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区三吉町 3丁目78番地
	新	名古屋市南区源兵衛町 1丁目 6番地
変更年月日	令和 2年 2月 1日	

10 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社e-L i f e	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区引山三丁目 716番地	
介護事業所の名称	メディカルイーライフ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区本郷二丁目 177番地

地	新	名古屋市名東区引山三丁目 716番地
変 更 年 月 日		令和 2年 3月 1日

#### 11 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	株式会社セラム	
介護事業者の所在地	名古屋市北区大曾根一丁目26番23号	
介護事業所の名称	旧	けあらーず大曾根指定通所介護事業所
	新	けあらーずセカンドホーム指定通所介護事業所
介護事業所の所在地	名古屋市北区大曾根二丁目11番 5号	
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

#### 12 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社セラム	
介護事業者の所在地	名古屋市北区大曾根一丁目26番23号	
介護事業所の名称	旧	けあらーず北指定訪問介護事業所
	新	けあらーずおおぞね指定訪問介護事業所
介護事業所の所在地	名古屋市北区大曾根一丁目26番23号	
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

介護事業者の名称	株式会社セラム	
介護事業者の所在地	名古屋市北区大曾根一丁目26番23号	
介護事業所の名称	旧	けあらーず大曾根指定訪問介護事業所
	新	けあらーずセカンドホーム指定訪問介護事業所
介護事業所の所在地	名古屋市北区大曾根二丁目11番 5号	
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

介護事業者の名称	合同会社福寿蒼	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区植田西三丁目 404番地	
介護事業所の名称	ケアサポート福寿蒼	
介護事業所の所在	旧	名古屋市南区砂口町 263番地

地	新	名古屋市天白区植田西三丁目 404番地
変更年月日		令和 2年 3月 1日

### 13 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称	株式会社セラム	
介護事業者の所在地	名古屋市北区大曾根一丁目26番23号	
介護事業所の名称	旧	けあらーず大曾根指定通所介護事業所
	新	けあらーずセカンドホーム指定通所介護事業所
介護事業所の所在地	名古屋市北区大曾根二丁目11番 5号	
変更年月日	令和 2年 5月 1日	

介護事業者の名称	社会福祉法人昌明福祉会	
介護事業者の所在地	名古屋市港区寛政町 6丁目10番地	
介護事業所の名称	港寿楽苑	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区寛政町 6丁目10番地
	新	名古屋市港区寛政町 6丁目25番地
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 474号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 8月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
おしむら歯科	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 2年 4月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
おしむら歯科	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 2年 4月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
日置大学堂薬局	名古屋市中川区西日置一丁目 3番15号	令和 2年 4月 1日
おしむら歯科	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 2年 4月 1日
竜泉寺診療所	名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919番地	令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 475号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 8月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ヒューマンライフケア株式会社 東京都新宿区西新宿七丁目 5番25号	ヒューマンライフケアなるこの湯 名古屋市緑区鳴子町 4丁目 6番地の 1	令和 2年 5月 31日

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
コミュニティケアサービス株	コミュニティケアサービス	令和 2年

株式会社 名古屋市南区松池町 2丁目14 番地	名古屋市南区松池町 2丁目14 番地	6月30日
-------------------------------	-----------------------	-------

### 3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社 S E N S E 名古屋市天白区植田三丁目 505番地	ホームケア H E A R T H 名古屋市天白区植田三丁目 505番地	令和 2年 6月30日

### 4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
コミュニティケアサービス株 式会社 名古屋市南区松池町 2丁目14 番地	コミュニティケアサービス 名古屋市南区松池町 2丁目14 番地	令和 2年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 476号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 8月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	休止年月日
医療法人澤田医院	名古屋市名東区引山四丁目 501番地	令和 2年 5月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	休止年月日
医療法人澤田医院	名古屋市名東区引山四丁目 501番地	令和 2年 5月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
医 療 法 人 澤 田 医 院	名 古 屋 市 名 東 区 引 山 四 丁 目 501 番 地	令 和 2 年 5 月 1 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 477 号

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の任命

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会の委員について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第57条第4項の規定により、新たに次の委員を令和2年8月7日付けで任命しました。

令和2年8月7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 新たに任命した委員

名称・氏名	事務所の所在地	1号委員又は 2号委員の別
蚊爪 明	名古屋市緑区鳴海町字向田95番地	2号委員

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 478号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

令和 2年 8月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
坂 野 行 雄	名古屋市港区東茶屋一丁目 438番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>健康部</p> <p>(略)</p> <p>感染症対策室</p> <p>感染症係</p> <p>(略)</p> <p>主査(特定感染症等対策)</p> <p><u>(5)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>健康部</p> <p>(略)</p> <p>感染症対策室</p> <p>感染症係</p> <p>(略)</p> <p>主査(特定感染症等対策)</p> <p><u>(6)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>主査(新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)</u></p> <p><u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他局長の指定する特定感染症等の対策に関すること。</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この達は、令和2年8月5日から施行する。

健康福祉局  
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主査<u>(6)</u> 主幹<u>(2)</u>  (略)</p> <p>第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主査(特定感染症等対策) <u>(5)</u>  (1) (略) (略) 主幹(特定感染症等対策) (2) (1) (略)</p>	<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主査<u>(7)</u> 主幹<u>(3)</u> <u>主査(1)</u>  (略)</p> <p>第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主査(特定感染症等対策) <u>(6)</u>  (1) (略) (略) 主幹(特定感染症等対策) (2) (1) (略)</p>

<p>(略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p><u>主 幹 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他保健所長の指定する特定感染症等の対策に関すること。</u></p> <p><u>主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他保健所長の指定する特定感染症等の対策に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>2～8 (略)</p>
---------------------------	---

附 則

この達は、令和2年8月5日から施行する。

健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略） 感染症対策室 感染症係 （略） 主査（特定感染症等対策） <u>(6)</u> （1）（略） （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略） 感染症対策室 感染症係 （略） 主査（特定感染症等対策） <u>(13)</u> （1）（略） （略）

附 則

この達は、令和2年8月11日から施行する。

総 務 局  
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 事務所に次の組織を置く。 主 幹 <u>(3)</u> (略) 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 主 幹（調査） <u>(2)</u> (1)・(2) (略) (略)	第3条 事務所に次の組織を置く。 主 幹 <u>(2)</u> (略) 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 主 幹（調査） (1)・(2) (略) (略)

附 則

この達は、令和2年8月11日から施行する。

健康福祉局  
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主 査<u>(7)</u> 主 幹<u>(3)</u> (略)</p>	<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主 査<u>(14)</u> 主 幹<u>(6)</u> (略)</p>
<p>第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分 担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主 査（特定感染症等対策） <u>(6)</u> (1) (略) (略) 主 幹（特定感染症等対策）<u>(2)</u> (1) (略) (略)</p>	<p>第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分 担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主 査（特定感染症等対策） <u>(13)</u> (1) (略) (略) 主 幹（特定感染症等対策）<u>(5)</u> (1) (略) (略)</p>

2～8 (略)

2～8 (略)

附 則

この達は、令和2年8月11日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第19号

教育委員会定例会の開催について

令和2年8月7日午後3時00分教育館第1～3研修室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和2年8月3日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和3年度使用教科用図書採択について

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第20号

教育委員会定例会における議件の追加について

令和2年名古屋市教育委員会告示第19号（教育委員会定例会の開催について）  
で告示した教育委員会定例会に次の議件を追加付議します。

令和2年8月6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願の取扱いについて

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第30号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「再任用職員」の次に「(再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程(令和2年名古屋市上下水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「252,100」を「252,900」に、「269,200」を「270,000」に、「285,500」を「286,300」に、「239,400」を「240,100」に、「256,500」を「257,300」に、「272,800」を「273,700」に改める。

(名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「非常勤職員及び」を削る。

第15条第1項中「昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて」を「勤務成績を昇給区分(以下「昇給区分」という。)として」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特に良好

- (2) 良好
- (3) 良好でない

第17条の見出しを削る。

附則第2条年齢別最低給料表中「

24歳	159,100円
-----	----------

」を「

24歳	160,600円
-----	----------

」に、「

38歳	199,000円
-----	----------

」を「

38歳	200,100円
-----	----------

」に改める。

別表第3学歴免許等資格区分表2 短大卒の部(1) 短大3卒の項中「3年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同部(2) 短大2卒の項中「2年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第7昇給号給数表中

「

A	B	C
---	---	---

」を「

特に良好	良好	良好でない
------	----	-------

」に改める。

(名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第4条 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第13号を次のように改める。

- (13) 前項第13号の作業 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 汚泥処理場又は汚泥処理施設に勤務する職員が従事した場合 1回320円
  - イ 施設整備課又は水処理事務所の職員（アに掲げる職員を除く。）が交替制勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成22年名古屋市上下水道局達第1号。以下「交替制規程」という。）第2条第2号又は第5号に規定する勤務中に従事した場合 1回280円
  - ウ ア又はイ以外の場合 1回200円

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第5条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号中「1級3号給」を「1級21号給」に改める。

#### 附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程、名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程、名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ハセガワパーキング	9台	—	65台	—
セイジョウビル駐車場	26台	35台	64台	変更なし
その他駐車場	860台	変更なし	4,839台	変更なし
計	895台	変更なし	4,968台	4,903台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
ハセガワパーキング	午前 7時30分から 午後10時20分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
ハセガワパーキング	1箇所	—
その他駐車場	34箇所	変更なし
計	35箇所	34箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年 7月19日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 2年 7月16日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）  
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月 4日から同年12月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月6日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン天白店

名古屋市天白区菅田二丁目 901番 ほか17筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
芙蓉総合リース(株)	代表取締役 辻田 泰徳	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3番23号	変更なし	変更なし	東京都千代田区麴町五丁目1番地 1

### 3 変更の日

令和2年6月1日

### 4 変更した理由

設置者の住所変更のため

### 5 届出の日

令和2年7月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月 6日から同年12月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月7日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

自由ヶ丘プラザ

名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番27号

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1

### 3 変更の日

令和元年 9月 1日

### 4 変更した理由

合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため

### 5 届出の日

令和 2年 7月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月 7日から同年12月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員表彰 表彰団体

総務局職員部人事課

令和2年8月3日

団体表彰（職員表彰規則第9条該当）

所 属	団 体 名
健康福祉局	健康福祉局健康部感染症対策室・保健医療課
〃	千種保健センター
〃	東保健センター
〃	北保健センター
〃	西保健センター
〃	中村保健センター
〃	中保健センター
〃	昭和保健センター
〃	瑞穂保健センター
〃	熱田保健センター
〃	中川保健センター
〃	港保健センター
〃	南保健センター
〃	守山保健センター
〃	緑保健センター
〃	名東保健センター
〃	天白保健センター
〃	衛生研究所

令和2年8月6日

団体表彰（職員表彰規則第9条該当）

所 属	団 体 名
病院局	東部医療センター